

令和2年8月1日

保護者の皆様へ

駿台甲府中学校
駿台甲府高等学校
校長 八田政久

山梨県自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例に伴う
自転車損害賠償責任保険への加入について(お願い)

拝啓 盛夏の候 保護者の皆様におかれましては、ますますご清栄のことと存じます。また、日頃より本校教育活動に多大なご理解とご協力を賜り誠にありがとうございます。

さて、現在全国的に自転車の悪質な運転や自転車事故に伴う高額請求事件が社会問題化しており、また山梨県でも全事故に占める自転車関与の事故の割合は増加しています。そこで、全国的に自転車の安全で適正な利用を目的に条例が制定され、山梨県でも「山梨県自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例」が制定され、条例の一部内容(第13～15条)においては10月1日より施行されます。

内容は、**自転車の利用者・未成年者を監護する保護者においては自転車の損害賠償責任保険への加入をしなければならない**というものです。本校においては多くの生徒が自転車通学をしており、また休日には自転車を利用する生徒が多いと思われます。

そこで、保護者の皆様におかれましては現在自転車損害賠償責任保険への加入がされているかの確認をお願いいたします。山梨県のホームページに記載されている加入についての確認の方法を添付しますので、ご確認の程よろしくお願いいたします。また、加入がされていない、もしくは期限が切れている場合には、各家庭において加入するよう合わせてお願いいたします。

敬具

(問い合わせ先)

高校生徒指導主任 長谷川

TEL 055-253-6211

中学校生徒指導主任 益田

TEL 055-253-6233